

平成 17 年 10 月 31 日

各 位

会社名 ドリームテクノロジー株式会社  
代表者名 取締役社長 山本 勝三  
(コード番号 4840 大証ヘラクレス市場 G)  
問合せ先 管理部長 白石 優  
電話 03(6770)7007

## **第三者割当による新株式の発行と第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行 に関するお知らせ**

平成 17 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行と第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権社債の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### **1. 発行概要**

#### **第三者割当による新株発行**

##### 1. 新株式発行要領

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 発行新株式数   | 普通株式 313,873 株          |
| (2) 発行価額     | 1 株につき 金 15,930 円       |
| (3) 発行価額の総額  | 4,999,996,890 円         |
| (4) 資本組入額    | 1 株につき 金 7,965 円        |
| (5) 資本組入額の総額 | 2,499,998,445 円         |
| (6) 申込期間     | 平成 17 年 11 月 17 日 (木曜日) |
| (7) 払込期日     | 平成 17 年 11 月 18 日 (金曜日) |
| (8) 配当起算日    | 平成 17 年 7 月 1 日 (金曜日)   |

##### (9) 割当先及び株式数

MAC バイアウト・ファンド第 1 号投資事業有限責任組合	170,747 株
MAC DT 投資事業組合	143,126 株
計	313,873 株

##### (10) 新株式の継続所有の取決めに関する事項

当社は、新株の割当先との間において、割当新株式を発行日から 2 年以内に譲渡する場合にはその内容を当社に報告する旨の確約を割当先から得ています。

##### (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とします。

##### (注) 発行価額の決定方法

新株発行決議取締役会の前営業日までの直近 10 連続取引日(平成 17 年 10 月 17 日から平成 17 年 10 月 28 日まで)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)に 119.66%を乗じた価格といたしました。

##### 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

1

現在の発行済株式総数 779,823.39 株  
 増資による増加株式数 313,873 株  
 増資後発行済株式総数 1,093,696.39 株

(注) 今後の新株予約権の行使によって変動する可能性があります。

### 3. 割当先の概要

名 称	MAC バイアウト・ファンド 第 1 号投資事業有限責任組合	MAC DT 投資事業組合	
割 当 株 数	170,747 株	143,126 株	
払 込 金 額	2,719,999,710 円	2,279,997,180 円	
割 当 先 の 内 容	本 店 所 在 地	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 20 階	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 20 階
	代表者の役職・氏名	業務執行組合員 株式会社 M&A コンサルティング 代表取締役 村上 世彰	業務執行組合員 株式会社 M&A コンサルティング 代表取締役 村上 世彰
	資 本 の 額	-	-
	発 行 済 株 式 総 数	-	-
	大 株 主 及 び 持 株 比 率	-	-
	主 な 事 業 内 容	投資業務	投資業務
当 社 と の 関 係	出 資 関 係	該当事項はありません	該当事項はありません
	取 引 関 係 等	該当事項はありません	該当事項はありません
	人 的 関 係 等	該当事項はありません	該当事項はありません

### 4. 増資後の大株主構成等

株主名	所有株式数	所有割合
平成電電株式会社	285,884 株	26.14%
MAC バイアウト・ファンド第一号投資 事業有限責任組合	170,747 株	15.61%
MAC CT 投資事業組合	143,126 株	13.09%
バンクオブニューヨークジーシーエム クライアントアカウントイーアイエス ジー	25,578 株	2.34%
大阪証券金融株式会社	23,006 株	2.10%
モルガン・スタンレー・アンド・カン パニー・インターナショナル・リミテ ッド	16,209 株	1.48%
バイエリツシユフラインスバンクアー ゲーカスタマーアカウント三菱証券株	10,000 株	0.91%

株式会社		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,387 株	0.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,934 株	0.63%
関本 雅一	6,454 株	0.59%

（注）所有割合は増資後の発行済株式総数 1,093,696.39 株を基準に算出しております。また大株主の状況は平成 17 年 9 月 30 日現在のものです。

#### 5. 増資日程（予定）

平成 17 年 10 月 31 日	新株式発行決議取締役会
平成 17 年 10 月 31 日	有価証券届出書提出
平成 17 年 11 月 3 日	新株発行取締役会決議公告
平成 17 年 11 月 16 日	届出の効力発生
平成 17 年 11 月 17 日	申込期日
平成 17 年 11 月 18 日	払込期日
平成 17 年 11 月 18 日	資本組入日、新株券交付日

## 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債発行

### 発行要綱

- |    |               |   |
|----|---------------|---|
| 1  | 新株予約権付社債の名称   | ドリームテクノロジーズ株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」とし、社債部分を「本社債」といい、本社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という)   |
| 2  | 本新株予約権付社債の総額  | 金10,000,000,000円  |
| 3  | 各本新株予約権付社債の金額 | 金100,000,000円の一種  |
| 4  | 社債券の形式        | 無記名式利札付きとする。<br>なお、本社債は商法341条ノ2第4項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。  |
| 5  | 利率            | 年0.5%   |
| 6  | 発行価額          | 本社債額面100円につき金100円<br>ただし、本新株予約権の発行価額は無償とする。   |
| 7  | 償還価額          | 額面100円につき金100円<br>ただし、繰上償還の場合は第16項第(4)号ならびに第(5)号に定める価額とする。  |
| 8  | 償還期限          | 平成18年12月29日(金)  |
| 9  | 申込期日          | 平成17年12月19日(月)  |
| 10 | 払込期日          | 平成17年12月20日(火)  |
| 11 | 募集の方法         | 特定の第三者へ全額割り当てる。   |
| 12 | 割当先           | MAC バイアウト・ファンド第1号投資事業有限責任組合に5,200,000,000円、MAC DT投資事業組合に4,500,000,000円、DTパートナーズ投資事業組合に300,000,000円を割当てる   |
| 13 | 物上担保・保証の有無    | 本社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。   |
| 14 | 財務上の特約        | 担保提供制限条項が付される。  |
| 15 | 利払日           | 毎年6月30日及び12月31日   |
| 16 | 償還の方法及び期限     | (1) 本社債は、平成18年12月29日にその総額を償還する。ただし繰上償還に関しては本項第(4)号ならびに第(5)号に定めるところによる。<br>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。<br>(3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。<br>(4) 当社は当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該効力発生日以前に、残存する本社債の全部を額面100円につき次の金額で |

繰上げ償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

平成 17 年 12 月 21 日から平成 17 年 12 月 31 日までの期間については金 101 円

平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日までの期間については金 100 円 50 銭

平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 12 月 28 日までの期間については金 100 円

(5) 本社債権者の請求による繰上償還

平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 12 月 28 日までの期間について、本社債権者が、保有する全部または一部の本社債を当社に預託して、本社債の繰上償還の請求を書面にて行う場合、当該請求日の翌営業日に償還されるものとする。この場合の償還価格は額面どおりとする。

17 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権付社債に付された本新株予約権の数

各本新株予約権付社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 100 個の本新株予約権を発行する。なお、本新株予約権付社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は 100%とする。

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により、当社が当社の普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権付社債の発行価額の総額を本項第(7)号記載の転換価額（ただし、本項第(9)号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成 17 年 12 月 21 日から平成 18 年 12 月 28 日（第 16 項第(4)号ならびに第(5)号に定めるところにより、平成 18 年 12 月 28 日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日）まで（以下「行使請求期間」という。）の間、いつでも、本新株予約権の行使を請求（以下、「行使請求」という。）することができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。

(5) その他の本新株予約権の行使の条件

当社が本新株予約権付社債について期限の利益を喪失した場合、以後本新株予約権を行使することはできない。又、各本新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。

(6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が第 16 項第(4)号ならびに第(5)号により本社債を繰上償還する場合においては、本新株予約権の全部を同時に無償で消却するものとする。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本新株予約権付社債の発行価額と同額とする。

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、本社債を額面 100 円につき 100 円の割合で償還することに代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みとする請求があったものとみなし、1 株につき

15,930 円（以下「転換価額」という。）で当社の普通株式を交付する。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組み入れない額  
 本項第(7)号により決定される転換価額（ただし、本項第(9)号によって調整された場合は調整後の転換価額）から資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、転換価額（ただし、本項第(9)号によって調整された場合は調整後の転換価額）に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げるものとする。

(9) 転換価額の調整

- (a) 当社は、本社債の発行後、以下に掲げるいずれかの事由に該当する場合、以下の算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整し、以下に定める各時期以降、当該調整後転換価額を適用する。調整後転換価額は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を交付（株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。）する場合。  
 調整後転換価額は、払込期日の翌日以降又は募集のための株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合  
 調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される又は転換することができる株式を交付する場合  
 調整後転換価額は、その株式の発行日若しくは受渡日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、交付される株式の全額が転換され、当社の普通株式が新たに交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又はその割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該交付される株式の転換価額がその発行日若しくは受渡日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換され得る最初の日の前日に発行され、かつ、証券の全額が転換されたものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。
- (iv) 新株予約権の行使により交付される普通株式 1 株当たりの発行価額（商法第 341 条ノ 15 第 4 項又は第 280 条ノ 20 第 4 項に規定される。以下同じ。）が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を交付する場合  
 調整後転換価額は、その証券の交付日に又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、新株予約権の全部が行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなし、その交付日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。ただし、当該交付される証券の新株予約権の行使に際して払込みをなすべき 1 株当りの価額がその交付日又は割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権が行使され得る最初の日の前日に交付され、かつ、全ての新株予約権が行使された

ものとみなし、当該最初の日以降これを適用する。

- (b) 本第(9)項において、「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 本第(9)項第(a)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
  - (i) 合併、新設分割、吸収分割、資本金若しくは資本準備金の減少、自己株式の取得又は普通株式の併合により、転換価額の調整を必要とする場合。
  - (ii) 上記(i)のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、転換価額の調整を必要とする場合。
  - (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされる場合。
- (d) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整を行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。
- (e) 転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とする。
- (f) 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当がある場合はその日又は株主割当がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の普通株式の発行済株式数から、当該日において当社が有する当社の普通株式数を控除した数とする。
- (g) 転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、それぞれ以下をいう。
  - (i) 上記第(a)号(i)の時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合、当該払込金額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額とする。)
  - (ii) 上記第(a)号(ii)の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
  - (iii) 上記第(a)号(iii)の時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式を交付する場合には、当該転換価額
  - (iv) 上記第(a)号(iv)の新株予約権の行使により発行される普通株式1株当りの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権又は新株予約権付社債を発行する場合には、当該1株当りの発行価額
- (h) 本第(9)項により転換価額の調整を行った場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本社債権者に対して通知する。

(10) 新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権の行使により交付された当社の普通株式に対する最初の利益配当金又は商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使の請求が1月1日から6月30日までになされたときは1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときは7月1日に、それぞれ当社の普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。

18 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権は行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ社債が繰上げ償還されると新株予約権は消却されるなど本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率（年 0.5%）及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的価値と、本新株予約権に内在する理論的な価値及び市場環境等を考慮した本新株予約権の価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、転換価額は平成 17 年 10 月 17 日（月）から平成 17 年 10 月 28 日（金）の 10 連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格（VWAP）に 119.66%を乗じた価格とした。

- 19 社債管理会社 設置しない。
- 20 登録機関 設置しない。
- 21 元利金支払場所 東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号  
ドリームテクノロジー株式会社
- 22 行使請求受付場所 東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号  
ドリームテクノロジー株式会社
- 23 行使請求取次場所 設置しない。
- 24 引受会社 設置しない。
- 25 申込取扱場所 東京都渋谷区広尾一丁目 1 番 39 号  
ドリームテクノロジー株式会社
- 26 取得格付 取得していない。
- 27 その他本社債発行に関し必要な事項は、取締役社長に一任する。
- 28 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## **本新株予約権社債についてのご参考情報**

### 1. その他

#### (1) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、当社の発行済普通株式総数 779,233,39 株及び今回の第三者割当てによる発行予定普通株式数 313,873 株（計 1,093,696.39 株）に対する潜在株式数の比率は 71.98%になります。（尚、潜在株式のうち当社第 6 回新株予約権の残存する 31,450 株については、11 月 15 日付けで消却する予定です。）

（注） 潜在普通株式の比率は、既に発行されている商法等改正整備法第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債及び今回発行する新株予約権付社債が全て行使された場合に交付される株式数を直近の発行済株式数で除したものです。

予想転換価額 : 15,930 円

### 2. 割当先の概要

名	称	MAC バイアウト・ファンド 第 1 号投資事業有限責任組合	MAC DT 投資事業組合
---	---	-----------------------------------	------------------

割当新株予約権付社債(額面)		5,200,000,000円	4,500,000,000円
払込金額		5,200,000,000円	4,500,000,000円
割当先の内容	本店所在地	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー20階	東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー20階
	代表者の役職・氏名	業務執行組合員 株式会社 M&A コンサルティング 代表取締役 村上 世彰	業務執行組合員 株式会社 M&A コンサルティング 代表取締役 村上 世彰
	資本の額	-	-
	発行済株式総数	-	-
	大株主及び持株比率	-	-
	主な事業内容	投資業務	投資業務
当社との関係			
	出資関係	該当事項はありません	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません	該当事項はありません
	人的関係等	該当事項はありません	該当事項はありません

名称		DT パートナーズ投資事業組合
割当新株予約権付社債(額面)		300,000,000円
払込金額		300,000,000円
割当先の内容	本店所在地	東京都世田谷区経堂 5-36-11-201
	代表者の役職・氏名	業務執行組合員 山本 勝三
	資本の額	-
	発行済株式総数	-
	大株主及び持株比率	-
	主な事業内容	投資業務
当社との関係		
	出資関係	該当事項はありません
	取引関係等	該当事項はありません
	人的関係等	当社役員が出資しています

### 3. 日程(予定)

平成 17 年 10 月 31 日	無担保転換社債型新株予約権付社債発行決議取締役会
平成 17 年 10 月 31 日	有価証券届出書提出
平成 17 年 11 月 3 日	社債発行取締役会決議公告
平成 17 年 12 月 19 日	申込期日
平成 17 年 12 月 20 日	払込期日(発行日)

平成 17 年 12 月 21 日	転換請求開始
平成 18 年 12 月 28 日	転換請求期限
平成 18 年 12 月 29 日	償還期限

## ご参考

### 1. 増資の理由及び資金の用途等

#### (1) 増資の理由

第三者割当増資ならびに本新株予約権付社債の発行により、財務状態の安定、新株予約権の行使による自己資本の拡充、ならびに財務体質の強化を見込んでおります。また、今後の成長を担うべく平成電電コミュニケーションズ株式会社への戦略投資を行なう予定です。

#### (2) 調達資金の用途

第三者割当増資の手取概算額 4,986,596,890 円は、当社の完全子会社である平成電電コミュニケーションズ株式会社の運転資金に充当する予定です。

本新株予約権付社債の手取概算額 9,994,100,000 円については、当社の完全子会社である平成電電コミュニケーションズ株式会社の運転資金、及び平成電電株式会社の事業再生スポンサーとなった場合の当該事業再生資金に充当する予定です。

#### (3) 業績に与える見通し

今後の収益面への影響につきましては、確定次第お知らせいたします。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置付けております。将来的には業績に対応した配当による利益配分も重視していく方針ですが、現在は多額の繰越損失がありますので、当面は業績回復による繰越損失の解消に傾注し、可能な限り早期に株主還元策を図る所存であります。

#### (2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に従い積極的に利益還元を行なう所存であります。

#### (3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、顧客へのサービス向上、設備基盤整備等への投資に充当し、将来の業績向上を通じて株主への利益還元をはかってまいりたい所存です。

### 3. 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### (1) エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 14 年 1 月 22 日	49,996,000 円	936,924,000 円	有償第三者割当増資
平成 16 年 6 月 18 日	49,980,000 円	986,904,000 円	有償第三者割当増資
平成 14 年 12 月 7 日	420,580,000 円	1,407,484,000 円	有償第三者割当増資
平成 15 年 8 月 9 日	124,624,500 円	1,532,108,500 円	有償第三者割当増資
平成 16 年 1 月 1 日 ~ 平成 16 年 12 月 31 日	1,340,625,250 円	2,872,733,750 円	新株予約権行使に伴う 株式発行
平成 17 年 1 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日	1,510,768,773 円	4,383,502,523 円	新株予約権行使に伴う 株式発行
平成 17 年 4 月 28 日	1,002,915,000 円	5,386,417,523 円	有償第三者割当増資

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期	平成17年12月期
始 値	681,000円	126,000円	510,000円	71,500円
高 値	850,000円	539,000円	1,360,000円 234,000円	106,000円
安 値	62,000円	81,000円	384,000円 60,300円	11,200円
終 値	123,000円	510,000円	69,100円	19,700円

(注) 1. 平成17年12月期については、平成17年10月28日現在で記載しております。

2. 印は、株式分割による権利落後(基準日:平成16年4月30日)の株価であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年12月期	平成15年12月期	平成16年12月期
1株当り当期純利益	31,802.36円	8,465.38円	1,527.24円
1株当り配当金 (1株当り中間配当金)	円 (円)	円 (円)	円 (円)
実績配当性向			
株主資本利益率			22.0%
株主資本配当率			

(注) 平成14年12月期については、決算変更に伴い、10ヶ月決算となっております。

以上